

指定障がい福祉サービス事業者自己点検表

(令和3年4月改正版)

【共同生活援助】

(介護サービス包括型・外部サービス利用型)

点検年月日		
事業所名		
記入担当者	職名	
	氏名	

記入にあたって

本表は、各事業所において指定障がい福祉サービス事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。

1. 「点検内容」の記入について

下記の分類により、該当する欄(□内)に**朱書き**でチェックを入れてください。

「適」：事項の内容を満たしている(行っている)。

「否」：事項の内容を満たしていない。(例：サービス管理責任者の員数が少ない等)。

2. 作成後の活用について

本表で自己点検ができますので、指定申請や適正な事業運営に御活用ください。

なお、福岡市が実地指導等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。

確認事項に不明な点等がありましたら、担当まで御連絡ください。

* 福岡市ホームページから書式情報をダウンロードすることができます。

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
第1 基本方針					
基本方針	<p>(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。 【平18厚労令171第3条第1項】</p>	<p>(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。 【平18厚労令171第3条第1項】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	<p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか 【平18厚労令171第3条第2項】</p>	<p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。 【平18厚労令171第3条第2項】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	<p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 【平18厚労令171第3条第3項】</p> <p>*令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする。</p>	<p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 【平18厚労令171第3条第3項】</p> <p>*令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・虐待防止委員会の開催記録 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・責任者を設置していることが分かる書類
	<p>(4) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 【平18厚労令171第207条】</p>	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 【平18厚労令171第213条の13】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
第2 人員に関する基準					
1 世話人	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 【平18厚労令171第208条第1項第1号】</p>	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 【平18厚労令171第213条の14第1項第1号】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・利用者数に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・雇用契約書 ・経験年数を証明する書類
2 生活支援員	<p>指定生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数書類 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 【平18厚労令171第208条第1項第2号】</p> <p>(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例) ②から④の「利用者の数」は、第4の21の(3)の「(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」の適用を受ける者については、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数とする。 【平18厚労令171附則第18条の2第3項】</p>	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 サービス管理責任者	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が30以下 1以上 ② 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 【平18厚労令171第208条第1項第3号】</p> <p>(サービス管理責任者の資格要件) サービス管理責任者は、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。 【平18厚労告544】</p>	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が30以下 1以上 ② 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 【平18厚労令171第213条の14第1項第2号】</p> <p>(サービス管理責任者の資格要件) サービス管理責任者は、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。 【平18厚労告544】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 利用者数の算定	<p>1から3までに規定する利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。 【平18厚労令171第208条第2項】</p>	<p>1及び3に規定する利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。 【平18厚労令171第213条の14第2項】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
5 職務の専従	<p>1 から 3 までに規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>【平 18 厚労令 171 第 208 条第 3 項】</p> <p>※ 当該事業所の入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。</p> <p>【解釈通知平 18 障発 1206001】</p>	<p>1 及び 3 に規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>【平 18 厚労令 171 第 213 条の 14 第 3 項】</p> <p>※ 当該事業所の入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。</p> <p>【解釈通知平 18 障発 1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・利用者数に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・雇用契約書 ・経験年数を証明する書類
6 管理者	<p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。</p> <p>【平 18 厚労令 171 第 209 条第 1 項】</p>	<p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。</p> <p>【平 18 厚労令 171 第 213 条の 15(準用第 209 条第 1 項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p> <p>【平 18 厚労令 171 第 209 条第 2 項】</p>	<p>(2) 管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p> <p>【平 18 厚労令 171 第 213 条の 15(準用第 209 条第 2 項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
第3 設備に関する基準					
設備	<p>(1) 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるか。 【平 18 厚労令 171 第 210 条第 1 項】</p> <p>(施行日において入所施設又は病院の敷地内に存する場合の特例) 平成 18 年 9 月 30 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。 【平 18 厚労令 171 附則第 12 条】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるか。 【平 18 厚労令 171 第 213 条の 16(準用第 210 条第 1 項)】</p> <p>(施行日において入所施設又は病院の敷地内に存する場合の特例) 平成 18 年 9 月 30 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。 【平 18 厚労令 171 附則第 12 条】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・地域の地図
	<p>(2) 指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有しており、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上となっているか。 【平 18 厚労令 171 第 210 条第 2 項】</p>	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有しており、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上となっているか。 【平 18 厚労令 171 第 213 条の 16(準用第 210 条第 2 項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業所の平面図 ・入居定員に関する書類
	<p>(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。 【平 18 厚労令 171 第 210 条第 3 項】</p>	<p>(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。 【平 18 厚労令 171 第 213 条の 16(準用第 210 条第 3 項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	<p>(4) 共同生活住居（サテライト型住居を除く）の入居定員は 2 人以上 10 人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居（サテライト型住居を除く）の入居定員が 2 人以上 20 人（市長が特に必要があると認めるときは 30 人）以下となっているか。 【平 18 厚労令 171 第 210 条第 4 項】</p>	<p>(4) 共同生活住居（サテライト型住居を除く）の入居定員は 2 人以上 10 人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居（サテライト型住居を除く）の入居定員が 2 人以上 20 人（市長が特に必要があると認めるときは 30 人）以下となっているか。 【平 18 厚労令 171 第 213 条の 16(準用第 210 条第 4 項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・入居定員に関する書類

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(5) 共同生活住居（サテライト型住居を除く）は、1以上のユニットを有するほか、日常生活をむすで必要な設備を設けているか。 【平18厚労令171第210条第6項】	(5) 共同生活住居（サテライト型住居を除く）は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 【平18厚労令171第213条の16(準用第210条第6項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業所の平面図 ・設備備品台帳
	(6) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。 【平18厚労令171第210条第7項】 (施行日に存する精神障害者生活訓練施設等の設備の特例) 平成18年9月30日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業については、当分の間、(6)中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。 【平18厚労令171附則第19条】	(6) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。 【平18厚労令171第213条の16(準用第210条第7項)】 (施行日に存する精神障害者生活訓練施設等の設備の特例) 平成18年9月30日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業については、当分の間、(6)中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。 【平18厚労令171附則第19条】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業所平面図 ・入居定員に関する書類
	(7) ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けており、その基準は、次のとおりとなっているか。 ① 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ② 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。 【平18厚労令171第210条第8項】 (施行日に存する精神障害者生活訓練施設等の設備の特例) 平成18年9月30日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホームにおいて行われる指定共同生活援助の事業については、(7)の②の規定は、当分の間、適用しない。 【平18厚労令171附則第19条】 (施行日に指定共同生活援助の事業を行っている場合の特例) 平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。）については、(6)及び(7)の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる 【平18厚労令171附則第18条】 旧指定基準第109条 第2項指定共同生活援助事業所は、居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。第3項前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。	(7) ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けており、その基準は、次のとおりとなっているか。 ① 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ② 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。 【平18厚労令171第213条の16(準用第210条第8項)】 (施行日に存する精神障害者生活訓練施設等の設備の特例) 平成18年9月30日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホームにおいて行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業については、(7)の②の規定は、当分の間、適用しない。 【平18厚労令171附則第19条】 (施行日に指定共同生活援助の事業を行っている場合の特例) 平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。）については、(6)及び(7)の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる 【平18厚労令171附則第18条】 旧指定基準第109条 第2項指定共同生活援助事業所は、居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。第3項前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業所平面図

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
第4 運営に関する基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 支給決定障害者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条（準用第9条第1項）】</p> <p>※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理体制等 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(1) 支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条の17】</p> <p>※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理体制等 ・受託居宅介護サービス事業者との業務の分担の内容 ・受託居宅介護サービス事業者の名称 ・受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書 ・申込み時の説明書類 ・同意に係る書類 ・運営規程
	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 【平18厚労令171第213条（準用第9条第2項）】</p> <p>※ 交付する書面に記載すべき内容 ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 提供する指定共同生活援助の内容 ③ 利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定共同生活援助の提供開始年月日 ⑤ 苦情を受け付けるための窓口 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 【平18厚労令171第213条の17】</p> <p>※ 交付する書面に記載すべき内容 ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容 ③ 利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日 ⑤ 苦情を受け付けるための窓口 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書
2 入退居	<p>(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されているか。 【平18厚労令171第210条の2第1項】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の2第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
	<p>(2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 【平18厚労令171第210条の2第2項】</p>	<p>(2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の2第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者に関する記録
	<p>(3) 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第210条の2第3項】</p>	<p>(3) 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の2第3項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(4) 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第210条の2第4項】	(4) 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第210条の2第4項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録 ・(外部サービス利用型)指定共同生活援助の提供に関する記録 ・保健医療サービス事業者等との連携に関する記録
3 入退居の記録の記載等	(1) 入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を、利用者の受給者証に記載しているか。 【平18厚労令171第210条の3第1項】	(1) 入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を、利用者の受給者証に記載しているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第210条の3第1項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・受給者証の写し
	(2) 受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 【平18厚労令171第210条の3第2項】	(2) 受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第210条の3第2項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村への報告文書の控え
4 提供拒否の禁止	正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。 【平18厚労令171第213条(準用第11条)】 ※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 ※ 正当な理由の例 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合 ③ 入院治療が必要な場合 【解釈通知平18障発1206001】	正当な理由がなく外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第11条)】 ※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 ※ 正当な理由の例 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することが困難な場合 ③ 入院治療が必要な場合 【解釈通知平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿
5 連絡調整に対する協力	指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 【平18厚労令171第213条(準用第12条)】 ※ 連絡調整～市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知平18障発1206001】	外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第12条)】 ※ 連絡調整～市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村等との連絡調整に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
6 受給資格の確認	指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。 【平18厚労令171第213条（準用第14条）】	外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第14条)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・受給者証写し
7 介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請に関する援助	(1) 共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第15条第1項）】	(1) 外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第15条第1項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
	(2) 共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第15条第2項）】	(2) 外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第15条第2項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 心身の状況等の把握	指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 【平18厚労令171第213条（準用第16条）】	外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第16条)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録
9 指定障がい福祉サービス事業者等の連携等	(1) 指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第213条（準用第17条第1項）】	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第17条第1項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録 ・他の障がい福祉サービス事業者等との連携に関する記録
	(2) 指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第213条（準用第17条第2項）】	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第17条第2項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録 ・保健医療サービスを提供する者との連携に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
10 サービス提供の記録	<p>(1) 指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第53条の2第1項）】</p> <p>※ 記録する事項 ・提供日 ・サービスの具体的内容 ・利用者負担額等 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第53条の2第1項）】</p> <p>※ 記録する事項 ・提供日 ・サービスの具体的内容 ・利用者負担額等 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供実績記録票
	<p>(2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 【平18厚労令171第213条（準用第53条の2第2項）】</p>	<p>(2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第53条の2第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 支給決定障がい者に求めることができる金銭の支払いの範囲等	<p>(1) 指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 【平18厚労令171第213条（準用第20条第1項）】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第20条第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・領収証の控え
	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 【平18厚労令171第213条（準用第20条第2項）】</p>	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 【平18厚労令171第213条の22（準用第20条第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・説明書類 ・同意に係る書類
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 【平18厚労令171第210条の4第1項】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の4第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額請求書 ・領収証の控え
	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 【平18厚労令171第210条の4第2項】</p>	<p>(2) 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の4第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額請求書 ・領収証の控え

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類	
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否		
	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食材料費 ② 家賃（法第34条1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 【平18厚労令171第210条の4第3項】</p>	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食材料費 ② 家賃（法第34条1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 【平18厚労令171第213条の22(準用第210条の4第3項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額請求書 領収証の控え 運営規程 	
	<p>(4) ⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号社会・援護局障害保健福祉部長通知)によっているか。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(4) ⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号社会・援護局障害保健福祉部長通知)によっているか。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 【平18厚労令171第210条の4第4項】</p>	<p>(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第210条の4第4項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 領収証の控え 	
	<p>(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第210条の4第5項】</p>	<p>(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第210条の4第5項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 説明書類 同意に係る書類 	
	13. 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 【平18厚労令171第213条(準用第170条の2第1項)】</p>	<p>(1) 支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該事業者が提供する外部サービス型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第170条の2第1項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額合計額の算定書類 市町村に対する報告の控え 支給決定障害者及び他の障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(2) 支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条（準用第170条の2第2項）】</p>	<p>(2) 支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、同一の月に当該事業者が提供する外部サービス型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第170条の2第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 介護給付費（訓練等給付費）の額に係る通知等	<p>(1) 法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条（準用第23条第1項）】</p>	<p>(1) 法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第23条第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・支給決定障がい者に対する通知の控え
	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条（準用第23条第2項）】</p>	<p>(2) 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第23条第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供証明書控え
15 地域移行型ホームにおける提供期間	<p>地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し指定共同生活援助を提供する場合、原則として、2年以内とされているか。</p> <p>【平18厚労令171附則第8条】</p> <p>※ 市町村審査会における個別の判断により、提供期間の延長が認められるものとする。</p> <p>【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合、原則として、2年以内とされているか。</p> <p>【平18厚労令171附則第8条】</p> <p>※ 市町村審査会における個別の判断により、提供期間の延長が認められるものとする。</p> <p>【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村審議会の記録
16 取扱方針	<p>(1) 共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>【平18厚労令171第210条の5第1項】</p>	<p>(1) 外部サービス型共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の5第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）共同生活援助計画 ・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録
	<p>(2) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>【平18厚労令171第210条の5第2項】</p>	<p>(2) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の5第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・説明書類

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(3) 従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 【平18厚労令171第210条の5第3項】	(3) 従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の5第3項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 【平18厚労令171第210条の5第4項】	(4) 提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の5第4項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
	(5) 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から原則として2年以内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。 【平18厚労令171附則第9条】	(5) 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から原則として2年以内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。 【平18厚労令171附則第9条】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・検討に関する記録
17 共同生活援助計画の作成等	(1) 管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第1項）】	(1) 管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス型共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第1項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）共同生活援助計画
	(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第2項）】	(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第2項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・アセスメントの記録
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第3項）】	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第3項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・面接の記録 ・説明書類

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第4項）】</p> <p>※ サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定共同生活援助事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、共同生活援助計画の原案を作成し、共同生活援助計画に基づく支援を実施すること。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第58条第4項)】</p> <p>※ サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成し、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援を実施すること。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）共同生活援助計画の原案
	<p>(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第5項）】</p>	<p>(5) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第5項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 会議録等
	<p>(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第6項）】</p>	<p>(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第6項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 説明文書 ・ 同意文書
	<p>(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第7項）】</p>	<p>(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第7項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 利用者への交付の記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第8項）】	(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第8項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・モニタリングの記録 ・（外部サービス利用型）共同生活援助計画
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第9項）】	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第9項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・面接の記録 ・モニタリングの記録
	(10) 共同生活援助計画の変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第58条第10項）】	(10) 外部サービス利用型共同生活援助計画の変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第58条第10項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の特例） 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、17の規定は適用しない。 【平18厚労令171附則第14条第1項】 （従業者に関する特例） 経過措置（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の特例）により、サービス管理責任者を置かない場合においては、17に規定するサービス管理責任者が行うべき業務については、管理者が行うものとする。 【平18厚労令171附則第14条第2項】	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 サービス管理責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。 【平18厚労令171第210条の6第1号】	(1) サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の6第1号）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録
	(2) サービス管理責任者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。 【平18厚労令171第210条の6第2号】	(2) サービス管理責任者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の6第2号）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）指定生活援助事業所等との連携調整に関する記録 ・指定自立訓練（生活訓練）との連携調整に関する記録 ・従業者に対する指導、助言等に関する書類

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(3) サービス管理責任者は、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活援助事業所等との連絡調整を行っているか。 【平18厚労令171第210条の6第3号】	(3) サービス管理責任者は、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定自立訓練（生活訓練）事業所等との連絡調整を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の6第3号）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。 【平18厚労令171第210条の6第4号】	(4) サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第210条の6第4号）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（従業者に関する特例） 第2の5の経過措置（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の特例）により、サービス管理責任者を置かない場合においては、18に規定するサービス管理責任者が行うべき業務については、管理者が行うものとする。 【平18厚労令171附則第14条第2項】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 地域移行型ホームに係る協議の場の設置	地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 【平18厚労令171附則第11条】	地域移行型ホーム事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 【平18厚労令171附則第11条】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・地域移行推進協議会に関する記録
20 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第60条）】	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第60条）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・相談等の記録
21 介護及び家事等	(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 【平18厚労令171第211条第1項】	(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第211条第1項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録
	(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 【平18厚労令171第211条第2項】	(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第211条第2項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(3) 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。 【平18厚労令171第211条第3項】</p> <p>(経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の特例) 経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、(3)の規定は適用しない。 【平18厚労令171附則第14条第1項】</p> <p>(個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>1 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分4、5又は6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、(3)の規定は適用しない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分4、5又は6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、次のいずれにも該当する場合については令和6年3月31日までの間、当該利用者については、(3)の規定は適用しない。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。 【平18厚労令171附則第18条の2第1項、第2項】</p>	<p>(3) 利用者に対して、利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第211条第3項）】</p> <p>(経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の特例) 経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における外部サービス型指定共同生活援助の事業については、(3)の規定は適用しない。 【平18厚労令171附則第14条第1項】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録
22 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条（準用第28条）】</p>	<p>従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第28条）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・緊急時対応マニュアル
23 支給決定障がい者に関する市町村への通知	<p>指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき 【平18厚労令171第213条（準用第88条）】</p>	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき 【平18厚労令171第213条の22（準用第88条）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村への通知の控え

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
24 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第66条第1項）】	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第66条第1項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録
	(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第66条第2項）】	(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第66条第2項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 社会生活上の便宜の供与等	(1) 利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 【平18厚労令171第211条の2第1項】	(1) 利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第211条の2第1項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業所等との連絡調整に関する記録 ・指定自立訓練（生活訓練）事業所等との連絡調整に関する記録
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 【平18厚労令171第211条の2第2項】 ※ 特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得ているか。 【解釈通知平18障発第1206001号】	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第211条の2第2項)】 ※ 特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得ているか。 【解釈通知平18障発第1206001号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 【平18厚労令171第211条の2第3項】	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第211条の2第3項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・面会記録等 ・家族への連絡簿等

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
26 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>【平18厚労令171第211条の3】</p> <p>※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。</p> <p>※ 「入居定員」は、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員(サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別に定める。)及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数を、それぞれに定めること。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>① 虐待の防止に関する責任者の選定 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) ⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること</p> <p>【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 入居に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>【平18厚労令171第213条の19】</p> <p>※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。</p> <p>※ 「入居定員」は、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員(サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別に定める。)及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数を、それぞれに定めること。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>① 虐待の防止に関する責任者の選定 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) ⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること</p> <p>【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	□	□	・運営規程
27 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>【平18厚労令171第212条第1項】</p> <p>※ 世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p> <p>【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	<p>(1) 利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の21第1項】</p> <p>※ 世話人及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p> <p>【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	□	□	・勤務表
	<p>(2) 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>【平18厚労令171第212条第2項】</p>	<p>(2) 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の21第2項】</p>	□	□	

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(3) 指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。 【平18厚労令171第212条第3項】</p> <p>※ 当該指定共同援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができるが、再委託は認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、(3)の規定は適用されない。 【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。 【平18厚労令171第213条の21第3項】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表 雇用契約書 委託契約書
	<p>(4) (3)のただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 【平18厚労令171第212条第4項】</p> <p>※ 当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めること。 ア委託業務の範囲 イ委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>① 受託者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ② 委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。 ③ 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう②の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ④ 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑤ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 【解釈通知平18障発第1206001号】</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書 委託業務の実施状況に係る確認に関する記録
	<p>(5) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 【平18厚労令171第212条第5項】</p>	<p>(4) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 【平18厚労令171第213条の21第4項】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画 研修会資料等 研修受講修了証明書

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(6) 適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 講ずべき措置の具体的内容</p> <p>① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p>(5) 適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 講ずべき措置の具体的内容</p> <p>① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>【解釈通知 平18障発1206001】</p>			
28 支援体制の確保	<p>利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p> <p>【平18厚労令171第212条の2】</p>	<p>利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22(準用第212条の2)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・関係機関との連携に関する記録
29 定員の遵守	<p>共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>【平18厚労令171第212条の3】</p>	<p>共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22(準用第212条の3)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・入居定員に関する書類 ・業務日誌 ・（外部サービス利用型）指定共同生活援助の提供に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
30 業務継続計画	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。</p> <p>(感染症にかかる業務継続計画)</p> <p>① 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄品の確保等)</p> <p>② 初動対応</p> <p>③ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>(災害に係る業務継続計画)</p> <p>① 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)</p> <p>② 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>③ 他施設及び地域との連携</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>*令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p>	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。</p> <p>(感染症にかかる業務継続計画)</p> <p>① 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄品の確保等)</p> <p>② 初動対応</p> <p>③ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>(災害に係る業務継続計画)</p> <p>① 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)</p> <p>② 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>③ 他施設及び地域との連携</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>*令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p>	□	□	・業務継続計画(感染症・災害)
	<p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※ 感染症及び災害に係る業務継続計画についての研修を年1回以上(新規採用時にも実施することが望ましい)実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>*令和6年3月31日までの間は「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。</p>	<p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※ 感染症及び災害に係る業務継続計画についての研修を年1回以上(新規採用時にも実施することが望ましい)実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>*令和6年3月31日までの間は「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。</p>	□	□	・研修計画、研修実施記録 ・訓練の記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 *令和6年3月31日までの間は「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 *令和6年3月31日までの間は「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31 非常災害対策	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順(以下「行動手順等」という。)を整備し、それらを利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定め実施しているか。 また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。 【平24年福岡市条例第57号第202条(準用第73条第1項、第2項)】 【平18厚労令171第213条(準用第70条第1項)】</p> <p>① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、これらの設備を確実に設置すること。</p> <p>② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められた者に行わせること。</p> <p>③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること。【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順(以下「行動手順等」という。)を整備し、それらを利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定め実施しているか。 また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。 【平24年福岡市条例第57号第202条の12(準用第73条第1項、第2項)】 【平18厚労令171第213条の22(準用第70条第1項)】</p> <p>① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、これらの設備を確実に設置すること。</p> <p>② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められた者に行わせること。</p> <p>③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること。【解釈通知平18障発第1206001号】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等設置届出書 ・消防計画(消防計画に準ずる計画) ・非常災害時対応マニュアル等
	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 【平24年福岡市条例第57号第202条(準用第73条第3項)】 【平18厚労令171第213条(準用第70条第2項)】	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 【平24年福岡市条例第57号第202条の22(準用第73条第3項)】 【平18厚労令171第213条の22(準用第70条第2項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・避難訓練等の記録
	(3) (2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 【平24年福岡市条例第57号第202条(準用第73条第4項)】 【平18厚労令171第213条(準用第70条第3項)】	(3) (2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 【平24年福岡市条例第57号第202条の22(準用第73条第4項)】 【平18厚労令171第213条の22(準用第70条第3項)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・避難訓練等の記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
32 衛生管理等	<p>(1) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第90条第1項）】</p>	<p>(1) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第90条第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・衛生マニュアル等
	<p>(2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条（準用第90条第2項）】</p> <p>*令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所における「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための対策を検討する委員会（＝感染対策委員会）を、おおむね3月に1回以上（感染症が流行する時期等は必要に応じて随時）開催し、その結果を従業者に周知徹底すること</p> <p>※ 感染対策委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p>(2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第90条第2項）】</p> <p>*令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所における「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための対策を検討する委員会（＝感染対策委員会）を、おおむね3月に1回以上（感染症が流行する時期等は必要に応じて随時）開催し、その結果を従業者に周知徹底すること</p> <p>※ 感染対策委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・衛生マニュアル等 ・設備、備品台帳 ・保健所との連携に関する記録
	<p>② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 指針には次の事項を明記すること。 (平常時の対策) ・事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等）等</p> <p>(発生時の対応) ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課など関係機関との連携 ・医療措置 ・行政への報告 ・発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p>② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 指針には次の事項を明記すること。 (平常時の対策) ・事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等）等</p> <p>(発生時の対応) ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課など関係機関との連携 ・医療措置 ・行政への報告 ・発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための指針

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための研修を、年2回以上（新規採用職員は必須）実施すること。</p> <p>※「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものであること。</p> <p>※ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。</p> <p>※ 実際に感染症が発生を想定した場合を想定した訓練（シミュレーション）を年2回以上行い、事業所内の役割分担の確認や感染対策（防護服の着用、ゾーニング等）を行った上での支援の演習などを実施すること なお、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p>③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための研修を、年2回以上（新規採用職員は必須）実施すること。</p> <p>※「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものであること。</p> <p>※ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。</p> <p>※ 実際に感染症が発生を想定した場合を想定した訓練（シミュレーション）を年2回以上行い、事業所内の役割分担の確認や感染対策（防護服の着用、ゾーニング等）を行った上での支援の演習などを実施すること なお、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・研修計画、研修実施記録 訓練の記録
33 協力医療機関等	<p>(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 【平18厚労令171第212条の4第1項】</p>	<p>(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第212条の4第1項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・契約書
	<p>(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 【平18厚労令171第212条の4第2項】</p> <p>※ (1)及び(2)の協力医療機関及び協力歯科医療機関については、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第212条の4第2項)】</p> <p>※ (1)及び(2)の協力医療機関及び協力歯科医療機関については、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・契約書
34 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (ただし、重要事項を記載した書面をその事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。) 【平18厚労令171第213条(準用第92条)】</p>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (ただし、重要事項を記載した書面をその事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。) 【平18厚労令171第213条の22(準用第92条)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・掲示物(または重要事項を記載した書面)

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>【平18厚労令171第213条（準用第35条の2第1項）】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第35条の2第1項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条（準用第35条第2項）】</p>	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>【平18厚労令171第213条の22（準用第35条第2項）】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	<p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>* 令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(＝身体拘束適正化検討委員会)を年1回以上開催することが望ましい。</p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 次の項目を盛り込んだ指針を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>* 令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(＝身体拘束適正化検討委員会)を年1回以上開催することが望ましい。</p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 次の項目を盛り込んだ指針を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>【解釈通知 平18障発1206001】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束適正化委員会の開催記録 ・身体拘束等の適正化のための指針

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施しているか。</p> <p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上(新規採用職員は必須)実施すること。なお、事業所内で行う職員研修において、他の研修プログラムと一体的に実施することでも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施しているか。</p> <p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上(新規採用職員は必須)実施すること。なお、事業所内で行う職員研修において、他の研修プログラムと一体的に実施することでも可能 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・研修計画、研修実施記録
36 地域との連携等	<p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 【平18厚労令171第213条(準用第74条)】</p>	<p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第74条)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事業計画書等 ・地域との連携の記録
37 秘密保持等	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 【平18厚労令171第213条(準用第36条第1項)】</p>	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第36条第1項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・就業時の取り決め等
	<p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条(準用第36条第2項)】</p>	<p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第36条第2項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条(準用第36条第3項)】</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(3) 他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第36条第3項)】</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・同意書
38 情報の提供等	<p>(1) 指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 【平18厚労令171第213条(準用第37条第1項)】</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第37条第1項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・広告 ・ポスター ・パンフレット 等
	<p>(2) 当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 【平18厚労令171第213条(準用第37条第2項)】</p>	<p>(2) 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 【平18厚労令171第213条の22(準用第37条第2項)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
39 利益供与の禁止	(1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 【平18厚労令171第213条（準用第38条第1項）】	(1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第38条第1項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録
	(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 【平18厚労令171第213条（準用第38条第2項）】	(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第38条第2項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
40 苦情解決	(1) 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第1項）】 ※ 必要な措置：相談窓口、苦情解決の体制及び手順等（利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。） 【解釈通知平18障発1206001】	(1) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第1項）】 ※ 必要な措置：相談窓口、苦情解決の体制及び手順等（利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。） 【解釈通知平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情相談体制図 ・苦情解決手順書 ・説明書類 ・掲示物 ・パンフレット
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第2項）】 ※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知平18障発1206001】	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第2項）】 ※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情の記録 ・改善に向けた取り組みに関する記録
	(3) 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第3項）】	(3) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第3項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村からの指導助言に関する通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	(4) 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第4項）】	(4) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第4項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・指導助言の通知 ・改善措置に関する記録
	(5) 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市長知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第5項）】	(5) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市長知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第5項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第6項）】	(6) 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第6項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・改善報告の控え
	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第39条第7項）】	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第39条第7項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営適正化委員会の調査等に関する記録
41 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条（準用第40条第1項）】 ※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ決めておくことが望ましい。 【解釈通知平18障発1206001】	(1) 利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第40条第1項）】 ※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ決めておくことが望ましい。 【解釈通知平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書 ・業務日誌
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第40条第2項）】	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第40条第2項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・業務日誌

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(3) 利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 【平18厚労令171第213条（準用第40条第3項）】</p> <p>※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(3) 利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第40条第3項）】</p> <p>※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・損害賠償に関する記録
	<p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>※ 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>※ 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） 【解釈通知平18障発1206001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・再発生防止のための措置に関する記録
42 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可</p> <p>※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>※ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可</p> <p>※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>※ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・虐待防止委員会の開催記録</p> <p>・研修計画、研修実施記録</p> <p>・責任者を設置していることが分かる書類</p>

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
43 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第41条）】	事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第41条）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・会計関係書類
44 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 【平18厚労令171第213条（準用第75条第1項）】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 【平18厚労令171第213条の22（準用第75条第1項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
	(2) 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ① 共同生活援助計画 ② サービスの提供の記録 ③ 23に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 【平18厚労令171第213条（準用第75条第2項）】	(2) 利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助供に関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ① 外部サービス利用型共同生活援助計画 ② サービスの提供の記録 ③ 23に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 【平18厚労令171第213条の22（準用第75条第2項）】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・（外部サービス利用型）共同生活援助計画 ・サービス内容等の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	適	否	
第5 変更の届出等					
変更の届出	<p>(1) 当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届けているか。</p> <p style="text-align: right;">【法第46条第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所の名称及び所在地 ② 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧ 第4の28に規定する関係機関との連携その他の適切な支援体制 ⑨ 給付費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p style="text-align: right;">【施行規則第34条の23】</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書等の控え ・指定障がい福祉サービス事業者再開・廃止・休止届の控え
	<p>(2) 当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届けているか。</p> <p style="text-align: right;">【法第46条第2項】</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障がい福祉サービス事業者再開・廃止・休止届の控え ・障がい福祉サービス事業者等廃止・休止届の控え

点検項目	点検事項 介護サービス包括型	点検結果		点検書類
		適	否	
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い				
1 基本事項	(1) 指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。 <p style="text-align: center;">【法第29条第3項、平18厚労告523の一、平18厚労告539】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費申請書 ・介護給付費請求明細書 ・共同生活援助計画 ・共同生活援助の提供に関する記録 ・利用者に関する書類
	(2) (1)の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 <p style="text-align: center;">【平18厚労告523の二】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 共同生活援助サービス費	(1) 共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 <p style="text-align: center;">【平18厚労告523別表第15の1注1】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 共同生活援助サービス費(I)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、令和6年3月31日までの間、第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、所定単位数を算定しているか。 <p style="text-align: center;">【平18厚労告523別表第15の1注2,5(1)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 共同生活援助サービス費(II)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所（(2)に定める場合を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、令和6年3月31日までの間、第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、所定単位数を算定しているか。 <p style="text-align: center;">【平18厚労告523別表第15の1注3,5(2)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 共同生活援助サービス費(III)については、(2)及び(3)に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、令和6年3月31日までの間、第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、所定単位数を算定しているか。 <p style="text-align: center;">【平18厚労告523別表第15の1注4,5(3)】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	介護サービス包括型			
	(5) 共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、一時的に体験的な指定共同生活援助が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合（1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1注6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 共同生活援助サービス費(Ⅰ)から(Ⅳ)の算定に当たっては、次の①から⑦までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から⑦に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 世話人、生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・減算が適用される月から2月目までの場合 100分の70 ・3月以上連続して減算の場合 100分の50 ② サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・減算が適用される月から4月目までの場合 100分の70 ・5月以上連続して減算の場合 100分の50 ③ 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 ・減算が適用される月から2月目までの場合 100分の70 ・3月以上連続して減算の場合 100分の50 ④ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 ⑤ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 ⑥ 一体的な運営が行われている共同生活住居（サテライト型住居を含む）の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95 ⑦ 身体拘束廃止未実施減算 利用者全員について、1日につき5単位を減算 【平18厚労告523別表第15の1注7及び8、平18厚労告550】 ※ ⑥における「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいう。 【留意事項通知平18障発1031001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間に、共同生活援助サービス費を算定していないか。ただし、（居宅介護（第4の21の「（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」の適用を受ける利用者に限る。）及び重度訪問介護を受けている間を除く。 【平18厚労告523別表第15の1注9】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の4注1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の1の4注2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 介護サービス包括型	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の4注3】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加	<p>視覚障害者等である指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の4（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の4の2注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 看護職員配置加算	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であるか。</p> <p>当該加算は、指定共同生活援助事業所に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者に対する日常的な健康管理 イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援 エ 看護職員による常時の連絡体制の確保 オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の7の医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く。）の算定対象とはならないこと。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の4の3注、留意事項通知平18障発1031001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	介護サービス包括型		適	否	
6 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の5注1】</p> <p>① 夜間支援従事者の配置 ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。 イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。 ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次の(ア)又は(イ)を上限とすること。 (ア) 複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合 20人まで (イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人まで</p> <p>② 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要があること。 エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘察した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)を準用して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。 1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。 なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。 また、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居に入居する利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知平18障発1031001】</p>		□	□	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	介護サービス包括型	適	否	
	<p>(2) 夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の2注2】</p> <p>① 夜間支援従事者の配置 ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置される必要があること。 ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。 また、夜間支援従事者が自宅にあって夜間支援を行う場合については、この加算の対象としない。 イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。 ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次の(ア)又は(イ)を上限とすること。 (ア) 複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合 20人まで (イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人まで</p> <p>② 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合のみ、加算の対象とする。 ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)を準用して算定するものとする。 1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。 なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の夜の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定できないものであること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知平18障発1031001】</p>	□	□	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p style="text-align: center;">介護サービス包括型</p> <p>(3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)の算定対象となる利用者については算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の5注3】</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の①又は②の場合にも算定できるものであること。ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援体制加算(Ⅲ)、報酬告示第14の3の1の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>①携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。 ②指定共同生活援助事業所に従事する世話人以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知平18障発1031001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。 なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。 (イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。 (ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	介護サービス包括型			
	<p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所に配置されていること。 なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、指定共同生活援助事業所において、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。 夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。 なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) (4)のアの(イ)の規定を準用する。 (ウ) (4)のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(4)のイの規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 介護サービス包括型	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(6) 夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であつて、次のアからウまでの要件を満たしているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (4)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) (4)のイの(ア)の規定を準用する。 (イ) (4)のイの(イ)の規定を準用する。 (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算(Ⅱ)、夜間支援等体制加算(Ⅲ)、夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 重度障害者支援加算	<p>(1)重度障害者支援加算(Ⅰ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定しているか。 なお、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていなければならないものである。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第3号)修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 介護サービス包括型	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(2)重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定しているか。</p> <p>なお、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び重度障害者支援加算(Ⅰ)の対象者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていなければならない。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 医療的ケア対応支援加算	<p>医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 介護サービス包括型	点検結果		点検書類
		適	否	
9 日中支援加算	<p>(1)日中支援加算(Ⅰ)については、指定共同生活援助事業所が高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して共同生活援助計画に基づき日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし指定共同生活援助事業所にあつては日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の7注1】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2)日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1日につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の7注2】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の2注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は大213条の14の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の3注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は大213条の14の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る）。ただし、10の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の6の3注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 介護サービス包括型	点検結果		点検書類
		適	否	
13 帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の4注】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 長期帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る）。ただし、12の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の5注】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 地域生活移行個別支援特別加算	「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業者が、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を加え、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。 ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。 ③ 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。 ④ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 ※ 「厚生労働大臣が定める者」 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であつて当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者 【平18厚労告523別表第15の6注、平18厚労告551の七、平18厚労告556の九】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 精神障害者地域移行特別加算	運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、14の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の6の2注】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	介護サービス包括型			
17 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、7の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」 次のいずれにも適合すること。 (ア) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。 (イ) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める者」 障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第543号告示別表第2に規定する行動関連項目をいう。)について、算出した点数の合計が10点以上の者(以下ここにおいて「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していたものうち、退所してから1年以内の障害者であること。</p> <p>また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定共同生活援助事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。なお、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の6の3注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 強度行動障害者体験利用加算	<p>以下のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して、共同生活援助計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に算定しているか。</p> <p>(1) 対象者の要件 障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。</p> <p>(2) 施設要件 (ア) サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。 (イ) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	介護サービス包括型			
19 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算(I)</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の7注1】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の7注2】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、10の看護職員配置加算又は13の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の7注3】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算若しくは医療的ケア対応支援加算を算定している利用者又は(1)から(3)のいずれかを算定している利用者については、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の7注4】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の7注5】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(6) 医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア加算又は(1)から(4)のいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p style="text-align: center;">介護サービス包括型</p> <p>(7) 医療連携体制加算（Ⅶ）については、下記の基準に適合するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、看護職員配置加算又はの医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>※ 施設基準 ① 当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること。 ② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 通勤者生活支援加算	<p>指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第15の8注】</p> <p>※ 「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。 ※ 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。 【留意事項通知平18障発1031001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	介護サービス包括型			
21 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の54に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の1000分の30に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の9注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善計画書 ・賃金を改善したことが分かる書類 ・職員に周知した記録 ・労働保険料の納付関係書類 ・研修計画・記録
22 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の10注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

検項目	点検事項 外部サービス利用型	点検結果		点検書類
		適	否	
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い				
1 基本事項	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。 【法第29条第3項、平18厚労告523の一、平18厚労告539】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等給付費申請書 ・訓練等給付費請求明細書 ・外部サービス利用型共同生活援助計画 ・外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する記録 ・利用者に関する書類
	(2) (1)の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 【平18厚労告523の二】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費	(1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合（(2)に定める場合を除く）に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)については、世話人が常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合（(2)及び(3)に定める場合を除く）に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注4】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	外部サービス利用型	適	否	
	(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注5】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合(1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る。)に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)から(Ⅴ)の算定に当たっては、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 世話人、生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・減算が適用される月から2月目までの場合 100分の70 ・3月以上連続して減算の場合 100分の50 ② サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・減算が適用される月から4月目までの場合 100分の70 ・5月以上連続して減算の場合 100分の50 ③ 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 ・減算が適用される月から2月目までの場合 100分の70 ・3月以上連続して減算の場合 100分の50 ④ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 ⑤ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 ⑥ 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95 ⑦ 身体拘束廃止未実施減算 利用者全員について、1日につき5単位を減算 【平18厚労告523別表第15の1の2注7及び8、平18厚労告550の十一】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間に、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。 【平18厚労告523別表第15の1の2注9】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 受託居宅介護サービス費	利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、実際に要した時間ではなく、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で、所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
4 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の4注1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。 【平18厚労告523別表第15の1の4注2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。 ① 世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 【平18厚労告523別表第15の1の4注3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障害者等である外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の4に定める人員配置に加え常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の4の2注】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 看護職員配置加算	指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして届け出た外部サービス利用型共同生活援助事業所において、外部サービス利用型共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 複数の共同生活住居を有する外部サービス利用型共同生活援助事業所においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であるか。 当該加算は、外部サービス利用型共同生活援助事業所に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる外部サービス利用型共同生活援助事業所については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。 ア 利用者に対する日常的な健康管理 イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援 エ 看護職員による常時の連絡体制の確保 オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の7の医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く。）の算定対象とはならないこと。 【平18厚労告523別表第15の1の4の3注，留意事項通知平18障発1031001】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	外部サービス利用型	適	否	
7 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第15の1の5注1】</p> <p>① 夜間支援従事者の配置 ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。 イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。 ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次の(ア)又は(イ)を上限とすること。 (ア) 複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合 20人まで (イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人まで</p> <p>② 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、夜間支援従事者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないこと。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要があること。 エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)を準用して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。 1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。 なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。 また、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居に入居する利用者については、この加算を算定することができない。 【留意事項通知平18障発1031001】</p>	□	□	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	外部サービス利用型			
	<p>(2) 夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の2注2】</p> <p>① 夜間支援従事者の配置</p> <p>ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置される必要があること。</p> <p>ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>また、夜間支援従事者が自宅にあって夜間支援を行う場合については、この加算の対象としない。</p> <p>イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。</p> <p>ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次の(ア)又は(イ)を上限とすること。</p> <p>(ア) 複数の共同生活住居（5か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合 20人まで</p> <p>(イ) 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 30人まで</p> <p>② 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>③加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)を準用して算定するものとする。</p> <p>1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定できないものであること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知平18障発1031001】</p>	□	□	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	外部サービス利用型	適	否	
	<p>(3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)の算定対象となる利用者については算定しない。 【平18厚労告523別表第15の1の5注3】</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の①又は②の場合にも算定できるものであること。ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援体制加算(Ⅲ)、報酬告示第14の3の1の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。 ① 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。 ② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。 【留意事項通知平18障発1031001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。 なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。 (イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。 (ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	介護サービス包括型			
	<p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、当該夜間支援従事者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜間を行う専従の夜間支援従事者が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。 なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜間を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。 夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。 なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) (4)のアの(イ)の規定を準用する。 (ウ) (4)のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(4)のイの規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 外部サービス利用型	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(6) 夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (4)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) (4)のイの(ア)の規定を準用する。 (イ) (4)のイの(イ)の規定を準用する。 (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算(Ⅱ)、夜間支援等体制加算(Ⅲ)、夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 日中支援加算	<p>(1)日中支援加算(Ⅰ)については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の7注1】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2)日中支援加算(Ⅱ)については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護自立訓練就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日目を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の1の7注2】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 外部サービス利用型	点検結果		点検書類
		適	否	
9 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等には、加算しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の2注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の3注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者には、入院した初日から起算して3月に限る。）ただし、10の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の3の2注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 帰宅時支援加算	<p>利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の4注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して入院している者には、入院した初日から起算して3月に限る）。ただし、12の帰宅時支援加算が算定される期間は算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の5注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 外部サービス利用型	点検結果		点検書類
		適	否	
14 地域生活移行個別支援特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対して、特別な支援に対応した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において本加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の八次の①から④のいずれにも適合すること。</p> <p>① 基準省令により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。</p> <p>② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>④ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める者」の九 心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の6注、平18厚労告551の八、平18厚労告556の九】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 精神障害者地域移行特別加算	<p>運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、外部サービス利用型共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た外部サービス利用型共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、14の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の6の2注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	外部サービス利用型	適	否	
16 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>【平18厚労告523別表第15の7注1】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>【平18厚労告523別表第15の7注2】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>【平18厚労告523別表第15の7注3】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、看護職員配置加算若しくは医療的ケア対応支援加算を算定している利用者又は(1)から(3)のいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>【平18厚労告523別表第15の7注4】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>【平18厚労告523別表第15の7注5】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	外部サービス利用型			
	<p>(6) 医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、医療的ケア加算又は(1)から(4)のいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(7) 医療連携体制加算(VII)については、下記の基準に適合するものとして市長に届け出た外部サービス利用型共同生活援助事業所において、外部サービス利用型共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、看護職員配置加算又はの医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>※ 施設基準</p> <p>① 当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	外部サービス利用型	適	否	
17 通勤者生活支援加算	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の8注】</p> <p>※ 「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。 ※ 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知平18障発1031001】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の170に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の124に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の1000分の69に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の9注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善計画書 ・賃金を改善したことが分かる書類 ・職員に周知した記録 ・労働保険料の納付関係書類 ・研修計画・記録
19 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、18の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚労告523別表第15の10注】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	